第２回　農業委員会総会議事録

日　時　　令和８年８月２５日　　１３：３０～１４：２２
場　所　　役場庁舎　会議室
出席委員（承認印）

１番 柴田	２番 佐藤	３番 山口	４番 水崎	５番 森	６番 内田	７番 大島
８番 島田	９番 濱野	10 番 加茂	11 番 鈴木	12 番 岩崎	13 番 垰田	

欠席委員：大島委員、島田委員
議案説明のため出席した職員：野原事務局長、向中野主事

１　開会

２　議事録署名委員の指名

３番　　山口委員
４番　　水崎委員

３　報告事項
（１）諸般の報告について
（２）８月の業務報告について
（３）９月の業務予定について
（４）あっせん報告について

４　議案
第１号　合意解約通知の成立状況の確認について
第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３号　農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定に基づく農用地買入協議要請について
第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
第５号　職権による登記地目変更願について
第６号　農地パトロール（利用状況調査）の実施について

５　協議事項
（１）農地のあっせんについて
（２）その他

６　その他
（１）次回の総会　　９月２５日（金）午後６時００分から
（２）その他

事務局長	ただ今から第２回中札内村農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日､大島委員と島田委員から欠席の届け出をいただいておりますのでご報告いたします。 ただいまの出席委員は１１名で定足数に達しております。 それではこれより先は議長の進行でお願いいたします。
議長	皆さん､この体制になりましてひと月､この前はパークゴルフがありまして､あっせん委員会も２回開かせていただきまして､皆さんそれぞれ急に忙しくなったのかなと思います。 本日もかなりのボリュームありますので、審議の方よろしくお願いします。 それではさっそく始めたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ３番　山口委員、４番　水崎委員　この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （1）の諸般の報告について
事務局長	事務局からは特にありません。
議長	その他、皆さんからも何もないようですので、 （２）８月の業務報告 及び （３）９月の業務予定について 事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください。 （２）８月の業務報告についてですが、 １０日十勝農業委員会連合会臨時総会に会長、野原出席しています。また、元会長の出羽さんが､十勝農委連の役員を６年務められたということで､表彰を受けています。 １２日､あっせん委員会がありまして､中島地区の売買と賃貸借のあっせんを行っております。 １８日､南十勝農業委員会委員､職員研修会及びパークゴルフ大会が大樹町で開催され、委員５名が参加しております。 ２０日､あっせん委員会がありまして､常盤地区の賃貸借のあっせんを行っております。 次に（３）９月の業務予定についてですが、 ４日、議会の初日となっておりまして、垉田会長に出席していただきます。 報告は以上です。
議長	続きまして､（４）あっせん報告について、事務局から説明願います。
事務局長	【あっせん報告について朗読説明】

議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号　合意解約通知の成立状況の確認について 今回につきましては、件数が多く、事前説明もしていますので貸主案件ごとに審議をさせていただきます。 合意解約の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　合意解約番号１番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号１番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号１番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、合意解約の番号２番と３番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　合意解約番号２番と３番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号２番と３番について､承認決定することに異議ありませんか。
委員	（｢はい」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号２番と３番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、合意解約の番号４番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　合意解約番号４番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（｢ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号４番について､承認決定することに異議ありませんか。
委員	（｢はい」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号４番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、合意解約の番号５番から８番までについて事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　合意解約番号５番から８番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（｢ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。

	議案第１号　合意解約の番号５番から８番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号５番から８番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、９番については、佐藤委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席します。 暫時休憩いたします。 （佐藤委員は退席）
議長	会議を再開いたします。 続いて、合意解約の番号９番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　合意解約番号９番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号９番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号９番は、原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （佐藤委員は着席）
議長	会議を再開いたします。 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について

	（１）所有権移転の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号（１）番号１番について朗読説明】 なお､本案件は別紙でお配りしている調査書１ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号１番について、現地確認委員の意見を求めます。 ２番　佐藤委員　何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	１０番　加茂委員　何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号　所有権移転の番号１番について､原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	議案第２号　所有権移転の１番は、原案どおり可決決定されました。 議案第３号　農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定に基づく農用地買入協議要請について、番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第３号　番号１番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、番号１番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）

議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について 賃貸借の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号１番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 続いて、２９ページの賃貸借の２番については、濱野委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席します。 暫時休憩いたします。 （濵野委員は退席）
議長	会議を再開いたします。 賃貸借の番号２番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号２番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号２番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）

議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。 （濵野委員は着席）
議長	会議を再開いたします。 賃貸借の番号３番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号３番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号３番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号３番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号３番は原案どおり可決されました。 続いて、３１ページの賃貸借の４番については、佐藤委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席します。 暫時休憩いたします。 （佐藤委員は退席）
議長	会議を再開いたします。 賃貸借の番号４番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号４番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号４番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号４番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。

委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号４番は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。 （佐藤委員は着席）
議長	会議を再開いたします。 ここからは、件数が多く、事前説明もしていることから、番号５番から１０番までについては、２件ごとの審議をします。 賃貸借の番号５番と６番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号５番と６番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号５番と６番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号５番と６番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号５番と６番は原案どおり可決されました。 賃貸借の番号７番と８番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号　賃貸借番号７番と８番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号７番と８番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号７番と８番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号７番と８番は原案どおり可決されました。 賃貸借の番号９番と１０番について、事務局から説明願います。

事務局長	【議案第４号　賃貸借番号９番と１０番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは､賃貸借の番号９番と１０番について､質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（｢ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号９番と１０番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。
委員	（｢はい」の声）
議長	それでは、番号９番と１０番は原案どおり可決されました。 次に、議案第５号　職権による登記地目変更願について 番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第５号について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 番号１番について現地確認委員の意見を求めます。 １２番　岩崎委員　何か補足などありませんか。
岩崎委員	ありません。
議長	１３番　私の方も補足などはありません。 それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（｢ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（｢はい」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。 次に､議案第６号　農地パトロールの実施について､事務局から説明願います。

事務局長	それでは農地パトロールについてご説明申し上げます。 別冊の総会資料Ｎｏ．１をご覧ください。 それでは１ページをご覧ください。 農地パトロール、正式には利用状況調査といいますが、農地法抜粋の上段になりますが、農地法第３０条において毎年１回、その区域にある農地の利用状況について調査するよう法律により、平成２１年１２月から義務付けられた調査となります。 次に２ページをご覧ください。 第１条、この調査の目的ですけども、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として実施するものであります。 第２条では、パトロールの実施時期については７月から９月の期間のうち１ヶ月を設定することとしており、例年では８月に実施しております。農業委員の改選年のときのみ９月に設定しています。 次に第３条ですが、 実施の対象については、村の全ての農地が対象となり、 （１）から（６）に掲げる点を調査するものです。 特に調査の視点として主眼として上げさせていただければ（１）の遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握、（２）農地法の許可案件の履行状況の確認ということで、農地転用がされた案件の工事の進捗状況の確認をお願いします。 それから（４）農地の違反転用の未然防止及び早期発見を念頭に調査をお願いしたいと思います。 次に第４条は、調査の実施にあたり総会で意思統一をすることを明記しており、次の第５条では、農地パトロールは区域を区切って地区担当の農業委員で実施となっておりますので、地区毎での調査をお願いしたいと思います。 表紙に戻っていただきたいと思います。 地区割ごと、メンバーは地区割ごと、複数名が望ましいですが、時間調整などが難しい場合は、担当区域を決めて実施してください。 遊休農地等があった場合は、農地パトロール実施報告書に記入してください。記入例については４ページをご覧ください。地図にも位置がわかるように情報等も記入してください。 実施後は９月２５日までに農業委員会へ提出してください。 該当箇所がない場合も、ご連絡をお願いいたします。 ５ページをご覧ください。農地転用の履行状況を、外景からで構いませんので確認していただきたいと思います。気になる所がありましたら、農業委員会へご連絡いただきたいと思います。 総会終了後、地区担当ごとで打ち合わせをしていただきたいと思います。 説明は以上です。

議長	不明な点などありますか。
委員	（「ありません」の声）
議長	それでは、説明がありましたとおり、 今年度の農地パトロールは、９月２５日までに実施するということでよろしいですか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは今年度の農地パトロールについては、 ９月２５日までに実施ということで決定いたします。 以上で議案の審議を終わります。
議長	次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて 売買の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）売買番号１番について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、売買の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは売買の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ６番　内田委員、１２番　岩崎委員、１３番　私、垰田を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 売買の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）売買番号２番について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、売買の番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないようですので、番号２番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号２番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは売買の番号２番について、あっせん委員の指名をします。 ４番　水崎委員、１１番　鈴木委員、 ５番　森委員については当事者になりますので、地区外から１名、後ほど指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 賃貸借の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）賃貸借番号１番について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは賃貸借の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ４番　水崎委員、５番　森委員、１１番　鈴木委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 賃貸借の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）賃貸借番号２番について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、賃貸借の番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないようですので、番号２番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号２番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは賃貸借の番号２番について、あっせん委員の指名をします。 ６番　内田委員、１２番　岩崎委員、１３番　私、垰田を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 次に協議事項（２）その他について、事務局からはないようですので、 皆さんから何かございますか？
委員	（「ありません」の声）
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、９月２５日（金）午後６時から、 役場・会議室でお願いいたします。
議長	次回の総会は、９月２５日金曜日の午後６時からということで 開催場所は、役場庁舎・会議室でお願いいたします。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他、皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません」の声）
議長	それではないようですので、以上で第２回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした」の声） （１４時２２分閉会）